

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 28 日

寒川町長 木村 俊雄

令和 3 年度

農 用 地 利 用 集 積 計 画 書

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の
規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 3 年 12 月 24 日

寒川町長 木 村 俊 雄

